



## 第 184 回：新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金について

世界中で感染が広がっている新型コロナウイルス。4月7日に日本にも緊急事態宣言が発令され、4月10日には東京都には緊急事態宣言が発令されました。その影響はとて大きく、日本経済大きなダメージを与えています。

その影響で、小企業の資金繰りは厳しくなる一方であり、家庭の生活や、会社の運転資金を心配する声が日に日に強くなっております。今回は新型コロナウイルス感染症の融資・助成金・給付金を別紙にて一覧に致しました。ご参考になれば幸いです。

### **別紙情報は、4月10日現在の情報となります。**

融資・助成金・給付金は随時更新がされますので、最新情報は各問合せ先にてご確認をお願い致します。また、各問い合わせが多くなっており、日窓口につながらない可能性がございますので予めご了承くださいたく存じます。

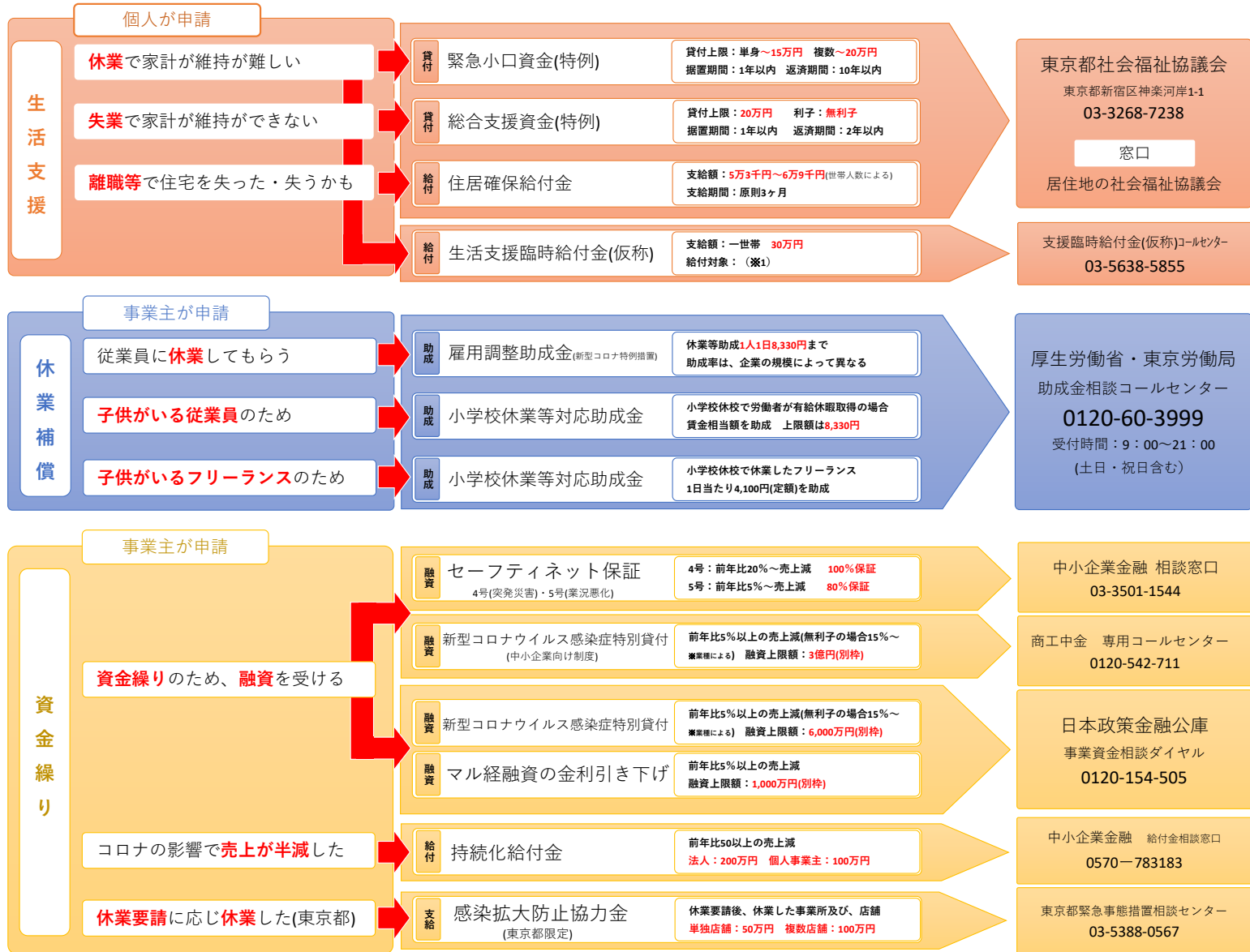
助成金・給付金につきましては、4月24日(金)の補正予算が通過する前提の内容となっておりますので、正式な内容は4月24日(金)以降となりますので、予めご了承ください。

簡単ではございますが、新型コロナウイルスに伴う、融資・助成金・給付金をまとめさせていただきました。もし、融資や助成金、給付金が必要な場合はぜひご検討して頂ければと存じます。ご不明な点がございましたら、当事務所までいつでもご相談ください。



# 新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金一覧

※4月10日現在の情報となります。情報は日々更新されますので各問合せ先にてご確認をお願い致します。



(※1)

世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、

(1) 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準(※)となる低所得世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準(※)の2倍以下となる世帯等を対象とする。

※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主(給与所得者)の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。扶養親族等なし(単身世帯) 10万円、扶養親族等1人 15万円、扶養親族等2人 20万円、扶養親族等3人 25万円